

日本自動車史の資料的研究 第2報

大須賀和美

「註」第1報に引続けるため、編のNoは続番とします。

参考文献（第1報と同じ）

尾崎正久著、「日本自動車史」、昭和17年10月25日、東京　自研社発行

柳田諒三著、「自動車三十年史」、昭和19年4月16日、東京 山水社発行

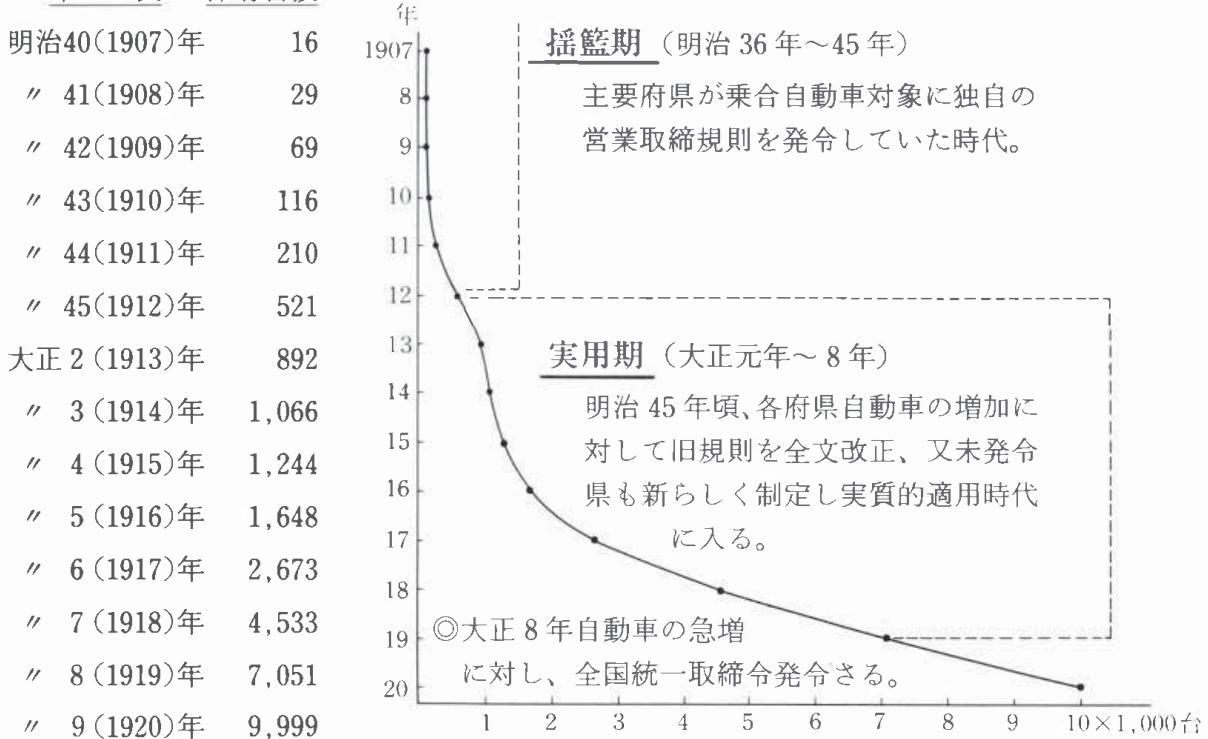
第5編 わが国初期の自動車取締規則

第1章 謠籃期の各府県規則

法令はいつの時代でも、必要にせまられて発令されるもので、自動車においても同様である。

第1報で述べたように、明治35・6年頃まず乗合自動車として欧米より導入された自動車は、次第に特権階級の自家用車、貸自動車、タクシー等と発達し、その保有台数も次第に増加していった（表 I）。

年 次 保有台数



たのである(表I参照)。この経緯もその取締規則の変遷を見ることにより確認することができる。これら初期の取締規則は、前記参考文献の両自動車史や他の文献にもその一部が紹介されているが、全條文を確実に紹介したものは見当らず、又一部引用されているものも、後で活字になったものを参考にしているためか、脱字・誤字も多く解釈を間違える原因ともなっている。

ここで入手できる限りの原文規則を確認し、時代的背景を考えてみる。自動車取締規則の分類は未だそのされたものを見ていないので、私なりに下記の通り大別したい。

1. 初期：明治36(1906)年、愛知県による初めて「乗合自動車営業取締規則」発令から。
～大正8(1919)年、全国統一内務省令「自動車取締令」発令まで。
2. 中期：大正8(1919)年、「自動車取締令」発令から
～昭和26(1951)年、運輸省独立、「道路運送車両法」発令まで。
3. 現代：昭和26(1951年)年、以後現在まで

この初期に属する時代は、規則発令の経過から見て、前半「揺籃期」と後半「実用期」に分けて考えられる。これは各府県の規則改正、又は新発令の時期が明治45年5・6・7月頃に集中し、その内容が大巾に進歩しているからである(表II参照)。この第2報ではこの「揺籃期」中に発令された各府県の規則コピーを完全に入手できたのでその紹介及び確認をすることにする。

(表 II) 各府県規則発令・改正の経過(初期)

		揺 蘭 期	実 用 期	備 考
1	愛知県	明治36年8月20日 県令第61号 乗合自動車営業取締規則 発令	明治45年5月29日 県令第70号 自動車取締規則 全文改正	
2	京都府	明治36年10月28日 府令第39号 自動車営業取締規則 発令	大正2年5月○日 府令第36号 自動車取締規則 全文改正	改正規則未確認 日付不明
3	岡山県	明治36年12月30日 県令第86号 乗合自働車営業取締規則 発令		改正規則未確認
4	神奈川県	明治37年8月16日 県令第53号 自動車取締規則 発令	明治45年5月10日 県令第47号 自動車取締規則 全文改正	
5	大阪府	明治38年10月2日 府令第64号 自動車営業取締規則 発令	明治45年6月18日 府令第57号 自動車取締規則 全文改正	
6	東京警視庁	明治40年2月19日 庁令第25号 自働車取締規則 発令	明治45年7月16日 庁令第25号 自働車取締規則 全文改正	
7	兵庫県	(乗合馬車取締規則適用)	明治45年7月1日 県令第40号 自働車取締規則 発令	

〔愛知県〕資料は『論叢』第7号(1977年)所載「第1報」中、資料No.12参照

この規則については、第1報で詳しく検討したので省略する。但し規則名「乗合自働車営業取締規則」中、働の字が正誤表にて「動」と改正されている点を再確認しておく。

〔京都府〕資料No.(2-1)～(2-4)参照

第1報で紹介した大阪の勧業博覧会で見た自動車に刺戟され、京都の福井九兵衛氏と坪井菊次郎氏の共同経営で「京都乗合自動車二井商会」を作り、明治36年8月京都市内乗合自動車営業の申請を府庁に打診したのに対処して、急遽発令されたものである。

参考文献等によれば蒸気自動車が使用されているが、蒸気機関について愛知県に見られるようになくて思はれるような細かい仕様まで届出の要求もしておらず、よく整っていると思う。

特徴としては、第1条にわが国で初めて自動車を法的に定義づけたことである。

第1条 本則ニ於テ自動車トハ蒸氣、瓦斯、電氣ヲ動力トシ軌道ニ

由ラスシテ運転スル車輛ヲ謂フ

次に速度について他府県が総て哩(マイル)を使っているのに、京都のみ里を使っている点で、換算すれば同じぐらいであるが古都の風格がしのばれる(第13条)。各條文から見てやはり「乗合馬車取締規則」を手本にしていると思はれるが、更に日本ではじめて(明治28年)市内電車を走らせたその規則からも引用したと思はれる「信号人」(第6条等)の規定も注目される。

〔岡山県〕資料No.(3-1)～(3-4)参照

明治36年新春、わが国で初めて広島市の有力者が市外横川と可部間の出雲街道に乗合自動車を走らせたが(取締規則は発令されず)、地元人力車・乗合馬車業者の生活を賭ての猛反対に合い、その転進先として岡山を考えていると云う気運があった。又地元有力者達が大阪の博覧会で見た自動車に京都と同じく刺戟されて乗合自動車計画を立て、蒸気自動車の製作を地元岡山市の電機工場主、山羽虎夫氏に依頼していた(明治37年5月完成試運転す)。県当局は先の広島の混乱を避けるため、申請に備えて取締規則を発令したものと思はれる。

この規則の県公報は戦災により焼失して現認することができず、たゞ昭和の代になってからの業界誌に転記されているのが唯一の資料と考えられていた。然し計らずも地元日刊新聞「山陽新聞」の当日版(明治36年12月30日付)に「岡山県公文」として記載されているのを発見し、こゝに現認すると共に、一部の疑問を解くことができた。

先づこの規則の発令月日が12月30日付である点である。これまでの文献には引用されても12月となっているのみで日付は記載されていなかった。これは元の公報を確認することなく、次後の不確実な転記された資料を引用しているからである。なぜ官庁のご用じまいの最終日、申請もでていないのに発令したのか色々疑問が残るが、今後の研究課題としたい。

次に参考文献、尾崎正久氏の「日本自動車史」の内容に反論を加えたい。何故か氏は岡山県の規則発令について、他に優先させようとする意途が強い。

1. 自動車取締規則の項(P.109)に、「明治36年愛知県、岡山県統いて京都府と、まづ最初の乗合自動車営業規則を制定し云々」があるが、表II及び資料から明らかのように、岡山県は京都府のあとである。
2. 同じ項(P.110)に、「神奈川県は岡山県令乗合自動車取締規則を抜萃したに等しい」とあるが、資料を比較されたら判るように、岡山県の全文47ヶ条に対して、29ヶ条に要領よくまとめられ神奈川県独自の條文(神奈川県の項で述べる)もあり、8ヶ月も後の発令だから

参考にしたかも知れないが、抜萃に等しいときめつける点はない。

3. 同じ項（P.110）に、「神奈川県の規則の奇異に考へられることは、當時我が国で最も多かった横浜の自家用自動車の取締に対しては何等触れるところなく云々」があるが、資料で確認される通り、附則第29条に「**営業ニ非ラズシテ自動車ヲ使用スルモノハ……**」と自家用車に対しての適用を明らかに規定している。

4. 同じ項（P.110）に、「各府県は取締規則制定に当って始めて自動車の文字を用いた。然し何れも自「**働**」車としているのに反し、独り岡山県のみ自「**動**」車としていた点は注目すべきことであり、云々」とあるが、添布資料で明らかなように人扁をつけた「**自働車**」は反対に岡山と東京のみで、愛知県も最初「**自働車**」として発令したがすぐ訂正して「**自動車**」とし、他府県みな「**自動車**」である。

以上尾崎氏の「日本自動車史」は現存する資料として、明治・大正時代の自動車を伝える貴重な著書であるが、その取締規則関係については、不充分な資料又は憶測で書かれた部分が多く、こゝに明確な資料をもって指摘するものである。

〔神奈川県〕 資料No.(4-1)～(4-12)参照

この規則は前出各府県が乗合自動車のみを対象にしたのと違い、當時わが国で最も多くの自家用自動車が使用されていたため、そのタイトルも「自動車取締規則」として主條文は乗合自動車を対象にしながらも、附則第29条でわが国ではじめて自家用自動車をも規制した点が注目される。発令のきっかけとなったような乗合自動車計画も確認されておらず、時代の要請で発令したものと思はれる。原動機仕様の届出要項に愛知・岡山と同じく、蒸気機関を特に細かく規定しているのは前者を参考したからではないかと思はれる。

特徴として注目される条文には、多くの外国人を意識してか

1. 第6条の6 「**和洋両字ヲ以テ車輪(輛の誤字と思う)ノ番号ヲ明記スヘシ**」
2. 第6条の8 「**客車ニハ唾壺ヲ備フヘシ**」
3. 第15条 「**風俗ヲ乱スヘキ廣告文書繪書云々**」
4. 第25条の5 「**唾壺外ニ啖喀出スヘカラス**」

等と他府県には見られない項目が多い。

〔大阪府〕 資料No.(5-1)～(5-10)とNo.7 参照

博覧会で自動車が公開された地元とて、大阪商人により早速乗合自動車計画が立てられたと伝っているが、詳細は未確認である。ただ柳田諒三氏の「自動車三十年史」に明治39年大東自動車株式会社が創立され、ホワイト号蒸気自動車で市内運転されたとあり、又計らずもアメリカの業界誌に1905（明治38）年、大阪と堺間6.51マイルをホワイト号蒸気自動車が毎日8往復したと記載されているのと合せ考えると、この計画のため発令されたものと思はれる。

条文は隣県京都府と非常によく似ている。特徴としては第一に

第36条の11、大阪市内其ノ他往来雜踏ノ場所ニ於テハ前駆スルコトにある。イギリスの悪名高い「赤旗法」にあるごとく、自動車の進行について道をあけさせるため人を先行させよと云うことで、通行人に対する危害をいかに恐れたか、又大阪市内の道の狭さや雜踏が推察される。次に附則第41条で隣接県から大阪に通ずる路線の車両について、大阪のみ規定したのも注目される（これは神戸→大阪間の乗合自動車計画があったのではないか）。

〔東京警視庁〕資料No(6-1)～(6-10)参照

首都東京では明治35年頃から特權階級が自家用乗用車を使用し、又欧米商品を扱う豪商（三井呉服店・明治屋・亀屋）が貨車を使用はじめたようだが、乗合自動車は計画のみで実現せず、他府県が発令しても首都の面目にかけてよりよい規則をと、その手本をアメリカに求めて研究しておったとか大変遅れて明治40年やっと発令に踏み切った。

長く研究されただけあり、他府県が乗合馬車取締規則を手本にしたのとは大変違い、純然たる自動車の規則としてその構文も専門的であり、以後他府県の手本となったものである。

特徴を列記すれば、

1. 営業車（第2～4章）と自家用車（第5章）とに大別し、更に各々に貨車（トラック）の条項が規定されている。
2. 自動車の構造に始めて外来語が使用されている。（ドラム・デフェレンシヤルギア・ステーリングギア・ヘッドライト等）
3. 特に第7条は現行「保安基準」のもとになった部分が多く、各項目を見ると
 - ① 車輪はゴムタイヤ、但しトラックは除外。
 - ② 2系統の制動装置。
 - ③ けん引車のブレーキは後車にも（五輪とはけん引車のターンテーブルのこと）。
 - ④ 計器類の見やすき配置。
 - ⑤ 燃料タンク・配管・電線等の危険防止。
 - ⑥ 騒音・振動防止。
 - ⑦ 転向しやすき装置（差動装置・減速ハンドル）。
 - ⑧ バックギアの要求。
 - ⑨ 排出ガス規制。
 - ⑩ 警音器の装備。
 - ⑪ ヘッドライト等灯火の要求。
 - ⑫ 車体の大きさ制限。
 - ⑬ 座席の広さ。
 - ⑭ 乗降安全装置。
4. 当時欧米においても自動車は通行人に危害を加え、馬車・乗馬等の馬匹を驚かす危険な乗物であるとの観念があり、本則にてもその予防のために
 - ① 往来雜沓の場所では歩行者と同一速度で除行せよ（第4条）。
 - ② 馬匹に近づいたら除行又は停車せよ（第25条の13）。等と非常に制約をうけている。
5. 全条「自働車」の文字が使はれている。

〔兵庫県〕

東の横浜と同じく、神戸の外国人商社により早くから自動車が輸入され、実際に使用され又乗合自動車計画も色々取沙汰されていたように記録されているが、この時期には取締規則は発令されていない。

明治45年7月1日付県令第40号にて始めて「自働車取締規則」が発令され、その附則第49条に
“乗合馬車取締規則ノ規定ハ之ヲ廢止ス”

とあるのは、以前はこの馬車規則を自動車に適用していたものと推察される。

むすび：

以上各府県独自で発令した搖籃期の取締規則を検討したが、以後乗合自動車・自家用乗用車・商用トラック・貸自動車等と各方面で自動車が利用されはじめ、台数も次第に増加するにつれて、先発の幼稚な取締規則では規制できなくなり、明治45年各府県全面的改正又は未発令県も新規発令して愈々実用期に入るのである。実用期取締規則については次報で確認することにする。

以上資料をまとめて公開することにより、関係各位が原文により一字一句を確認され、以後誤り伝えられることのないようになれば幸である。

第2報　おわり

THESE WONDERFUL OLD AUTOMOBILES BY FREDERICK CLYMER,
BONANZA BOOKS, NEW YORK 24

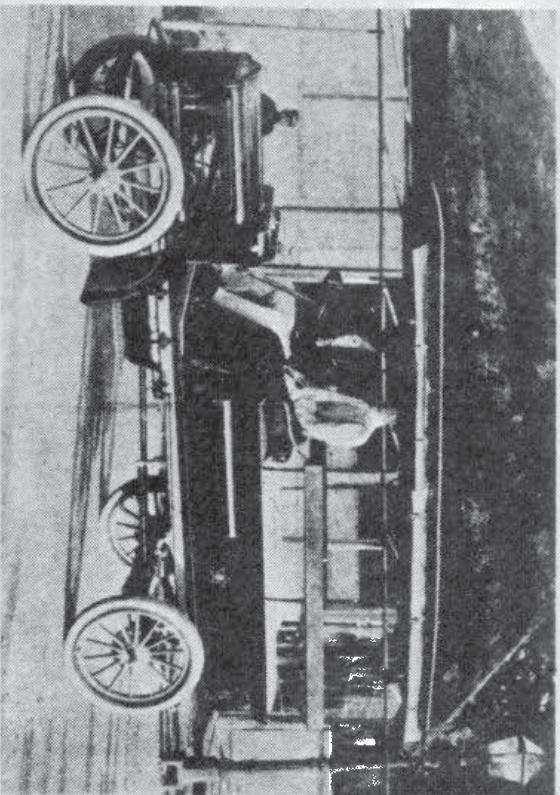
White Steamers

The White Company offered a variety of body styles in their unique steam cars. At the left is a 1905 White Bus that covered a distance of 6.51

miles in eight daily round trips between Osaka and Sakai, Japan. At the lower right is the 1905 "Double Phaeton" model with a rear entrance tonneau. The top was detachable but not collapsible. Many early-day White owners removed the top in the summertime and replaced it for winter use.

At lower left is the ritzy 1905 Model E White Landaulette. This car was built for the carriage trade. The passengers entered from the rear and were more or less sheltered, but the driver had no protection against the weather.

The late Dowager Queen Mary of England rode in a stately White Steamer in 1907 when she was Princess of Wales (circular photo below).



資料No. 6-8

十一、軍隊ノ點検ニ右側ノ兵其ノ他ノ左側ノ避クヘキコト
十二、雨天ノ先ニ駕車ノ進行セラヌタルトキハ警報器ヲ鳴ラシ前車ハ左ニ避ケ後車ハ其ノ右
側ノ通過スヘキ。
十三、指揮官機関又ハ郵便用車馬若ハ軍隊其ノ他ノ隊伍及非機等ニ行進セタルトキハ其ノ進行
ニ付告シテ車マサル様在右シ又ハ停車シ若ハ避讓スヘキコト
十四、馬四ノ近ニモドキハ速度ヲ緩メ恐怖セシメナル様注意スヘキコト但シ馬匹無事シ又ハ
其ノ本アラトキハ直ニ停車シ若ハ路傍ニ退クヘレ
第五章 携帯對スル規定
第二十六條 左ニ掲タル者ハ乗車スルコトヲ得ス
一、解剖シタル者
二、八級体格病歎ハ同乘者ニ懲忌ノ感ヲ起サシムヘキ疾病アリ者
三、同乗者ニ不快感セシムヘキ不潔ナル容姿アリタル者
第二十七條 真氣ノ發散シ其ノ他人体ノ迷惑ト爲ルヘキ手荷物又ハ音響等ヲ搬運スヘカラズ
第二十八條 自駕車進行中ニ昇降シ又ハ停車以外ニ乗リ若ハ駕車ラ車外ニ出スヘカラズ
第二十九條 放尿、噴嚏シ其ノ他他人ノ迷惑ト爲ルヘキ行爲テ爲スヘカラズ
第三十條 第二十四條第十五號ノ規定ニ依リ乗車ヲ拒絶セラレタムトキハ駕車ノ馬ヘタツシ
第五章 日常用物
第一、駕車ノ布置及領袋
二、熱力ノ種類

資料No. 6-10

法定期代理人一通用、併シ其ノ被葉ニ關レ成年者、同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ用テハ此ノ
限一有スル。
發文者名其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ地ノ從業者ニシテ其ノ兼務ニ關シ本則
一之旨指シタルトキハ自己ノ指揮ニ由テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ヘバコトヲ得ス
法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ點頭シタル場合ニ於テハ
本則ニ規定シタル罰則ノ法人ニ適用ス
法人ヲ開スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヤ以テ報告人トス
第十一章 第七回 附 则
第二十九條 不問無右制ヨリ使用スル自家用自動車ニハ關三十二條ノ規定ヲ適用セス但シ北都
施後有三日以内ニ乗用車ニ就リテハ第三十二條及第三十三條ニ準シ貨車ニ在リテハ第三十
六條第二項ニ依リ各算ノ手續ヲ爲スヘシ

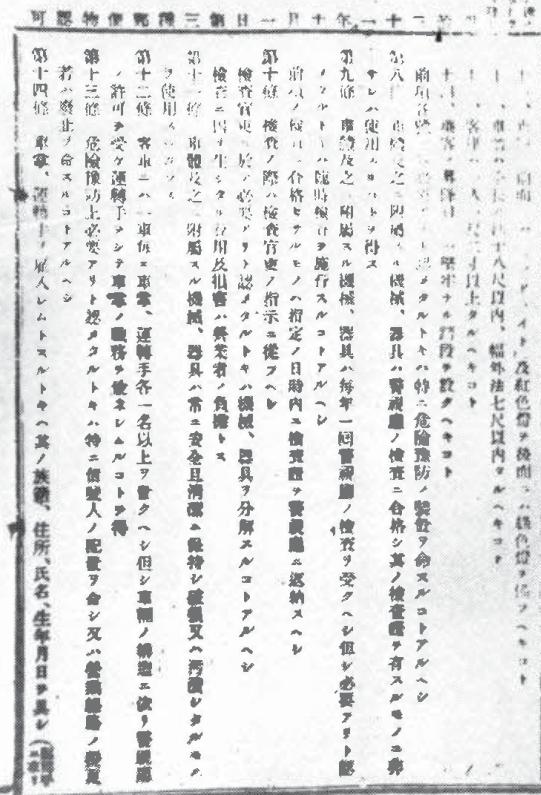
資料No. 6-7

十二、乗客ノ乗り終り又ハ降リ終リタル後ニテ又ハ發車ノ信号ヲ爲シ又ハ發車スヘカラサルコト
十三、夜間ノ制規ニ燈火ヲ點スヘキコト
十四、第二十六條乃至第二十九條ニ定ム者アリタルトキヘ之ニ法違ニ異ヘ當會セサヌ
トキハ乘車ヲ運送スヘキコト其ノ運送上ニ于ケル正當ノ要求ニ屬セナル者アリトキ亦同レ
十六、客席以外ニシテラクレメスヘキコト
第十五條 連握手ハ前條ノ外左ノ事項ヲ遵守スヘシ
一、制限速度ヲ超過スヘカラサルコト
二、商業用ハ運転手坐リ運籠ヘカラテルコト但シ己ニモストラ得スノ位置ヲ離メタリハ不
成ノ灾害、不時ノ發車及運動機ノ音聲ヲ防クヘキ必要ナル注意ヲ爲スヘシ
三、他車ト行戻シ又ハ競走スヘカラサルコト
四、自駕車ニ二輪以上連続進行シトキハ後車ハ前車ニ對シテ三十間以上ノ距離ヲ保フヘキコ
五、往來仕合ノ場所又ハ凸角、橋上、隘路等ヲ通過スルトキハ總ヘス音響器ヲ鳴ラシ發行ス
ヘキコト
六、街角廻遊ノ際ニ右ハ大樹ヲアリシ左ハ小樹ヲアリスヘキコト
七、右角、端ニ於キ地に立候ト爲シテ場所ニ停車スヘカラサルコト
八、許可不受ナム時ヨリ行進スルカツサルコト
九、出次ル其ノ他車裏ニ場所ニ有居スヘカラサルコト

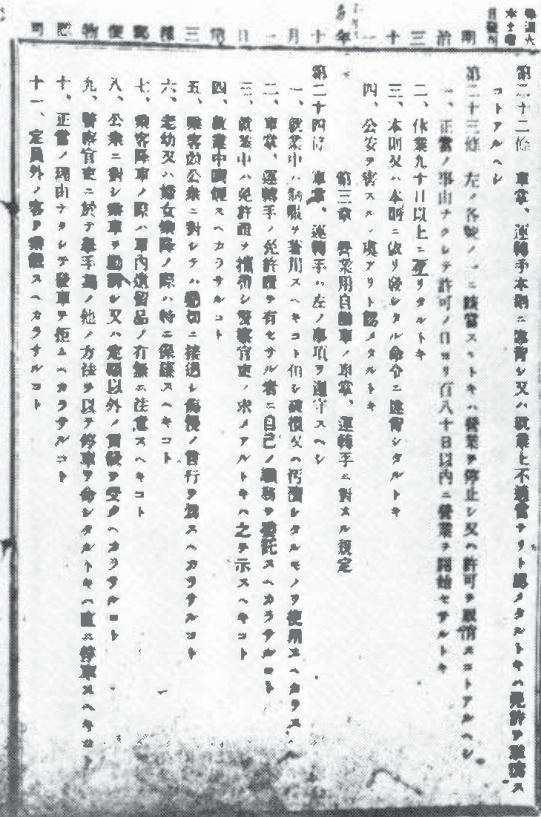
資料No. 6-9

三、原動力機ノ名稱、馬力及萬ノ馬ノ重要事項
四、製造者ノ氏名及製造ノ年月日、古物ナレハ内其ノ原圖
第五十二條　自家用自働車ハ本附圖七式第一種第一級乃至第十二種(第十二種は後付) 第十一種(中)ニ
適合スルモノニ非サレハ使用シムコトヲ禁ム
第五十三條　自家用自働車ヲ自用シ又ハ他人アリシテ運轉セシヌメトスル者ハ其ノ運轉者ノ
賃金ノ半額、氏名、生年月日及履歴書ヲ各警視廳ニ提出充許證ヲ受クヘシ
前項ノ届合ニ於テ必要アリト認ムタルトキハ試験ヲ行フコトアルヘシ
第五十四條　警視廳ハ隨時自家用自働車ヲ検査シ公安上必要アリト認メタルトキハ其ノ使用ノ
廢止又ハ停止命令スルコトアルヘシ
第五十五條　自家用自働車ヲ譲渡シ又ハ使用ヲ廢止シ若ハ第三十一條各款ニ異動アリタルトキ
八日以内ニ警視廳ニ届出ヘシ
第五十六條　自家用自働車ノ使用ニ關シナハ本附圖第十條、附十五條、第二十條第三級第五號、
第二十二號、第二十四號第二條乃至第十四號第九號、第十四號及第二十五號第一號乃至第七號第八
九號乃至第十三號ノ準用ス
自家用自働貨車ノ使用ニ關シナハ第三十一條、第十四號及第三十五號ノ規定ニ拘ハラス前
項ノ外第十五條、第六條、第八條、第十條、第十一號、第十三號、第十七號、第十八號、第二
十號第二號、第二十一號、第三十二號及第二十五號諸人號ニ準用ス
第六章　罰則
第六十七條　本附圖没収シシハ者ノ拘留又ハ科料ニ處ス
第六十八條　該業者カ未成年者又ハ精神疾患者ナルトキハ本附圖依リテ適用スヘキ制約ハ之ヲ

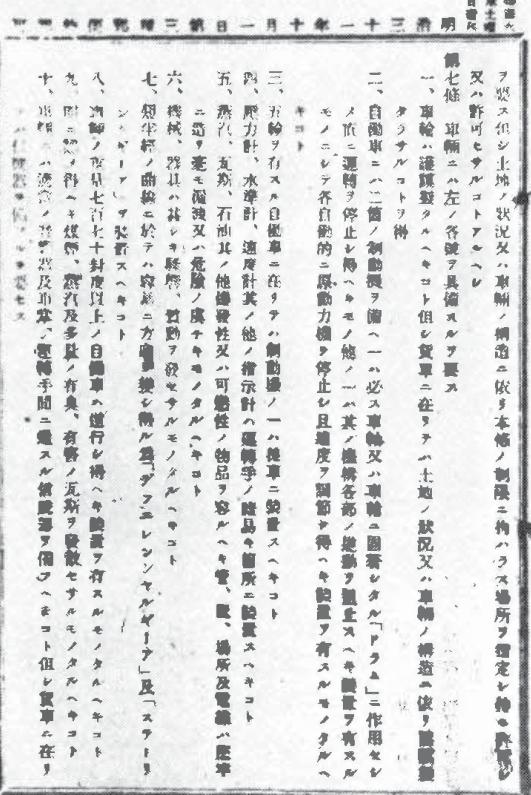
資料No. 6-4



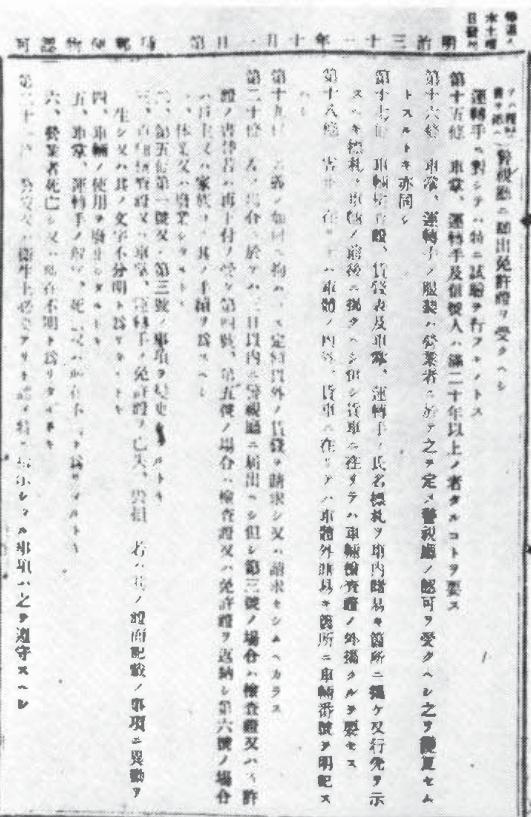
資料No. 6-6



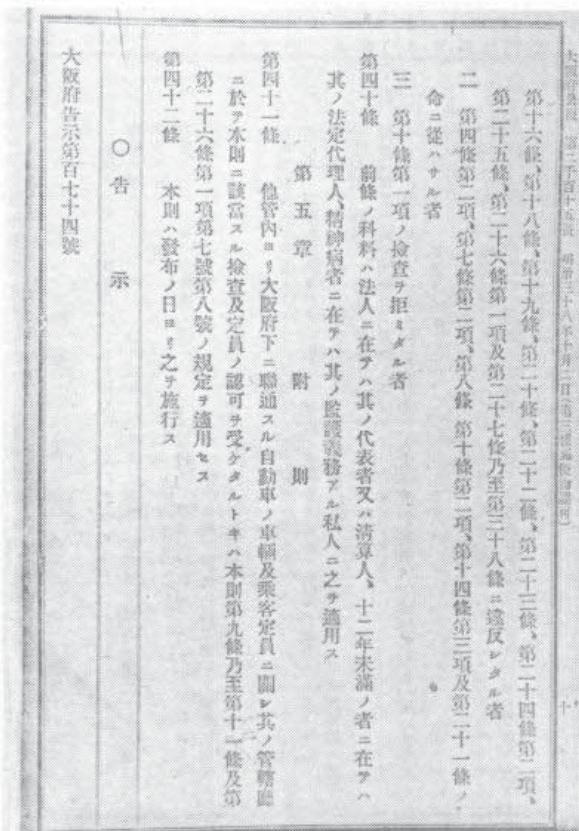
資料No. 6-3



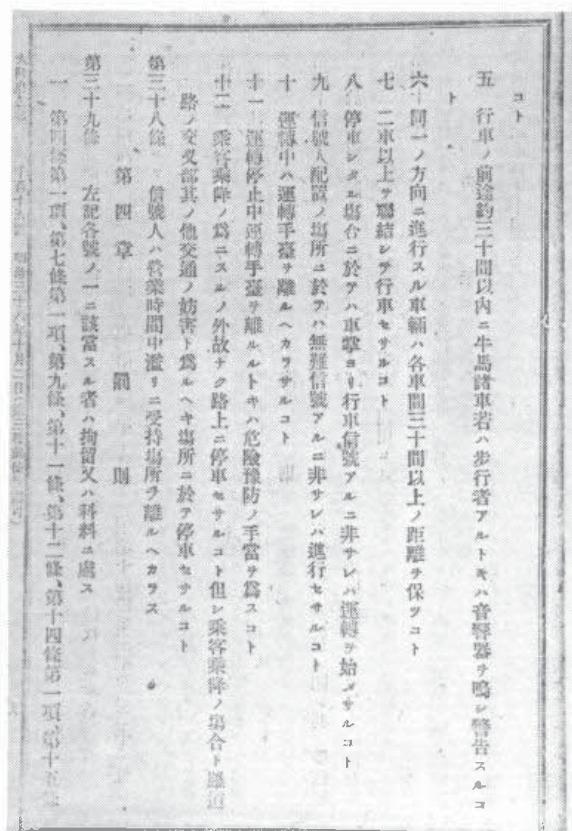
資料No. 6-5



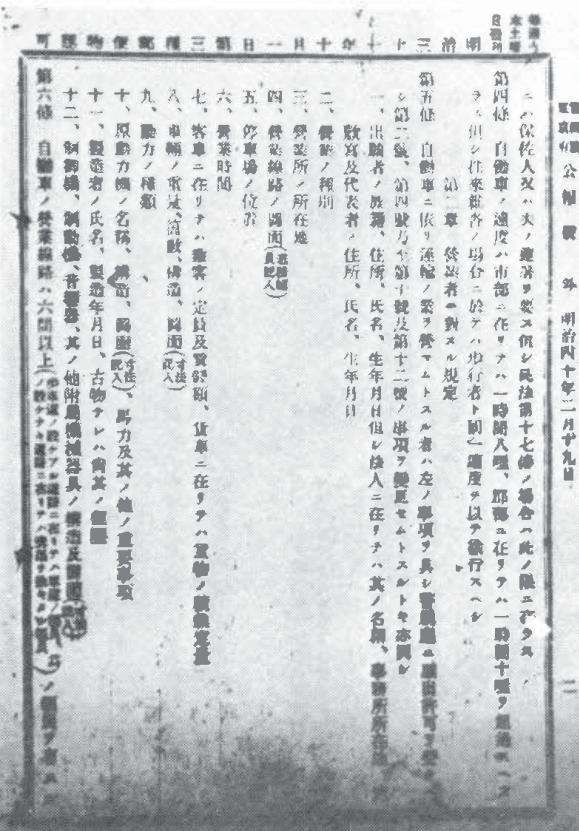
資料No. 5-10



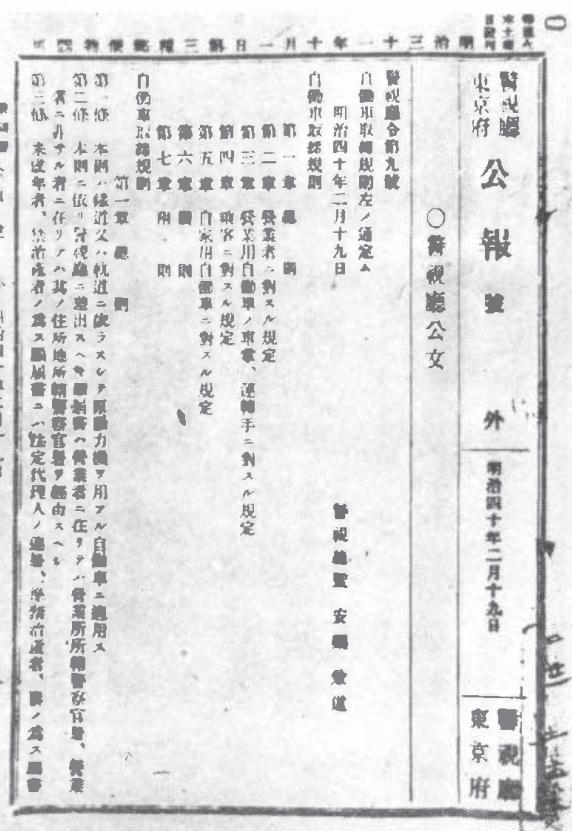
資料No. 5-9



資料No. 6-2



資料No. 6-1



大阪府告示第百七十四號

第三十九條 左記合意ノ二ニ該當スル者ハ拘留又ハ料料ニ處ス。

四十條 被檢者ノ科料ハ法人ニ在テハ其ノ代表者又ハ清算人、十二年未満ノ者ニ在テハ其ノ法定代理人、精神病者ニ在テハ其ノ監護義務アル私人ニ之ヲ適用ス。

四十一條 他管内ヨリ大阪府下ニ聯通スル自動車ノ車輛及乗客定員ニ關シ其ノ管轄範圍於テ本則ニ該當スル検査及定員ノ認可ヲ受タルトキハ本則第九條乃至第十一條及第

四十二條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

○ 告 示

第五章 附 则

第十六條、第十八條、第十九條、第二十條、第二十一條、第二十三條、第二十四條第一項、第二十五條、第二十六條第一項及第二十七條乃至第三十八條ニ違反レタル者

二 第四條第二項、第七條第一項、第九條、第十一條、第十二條、第十四條第三項及第二十一條ノ命ニ從ハサル者

三 第十條第一項ノ検査ヲ拒ミタル者

第四十條 被檢者ノ科料ハ法人ニ在テハ其ノ代表者又ハ清算人、十二年未満ノ者ニ在テハ其ノ法定代理人、精神病者ニ在テハ其ノ監護義務アル私人ニ之ヲ適用ス。

第六章

附 则

第十

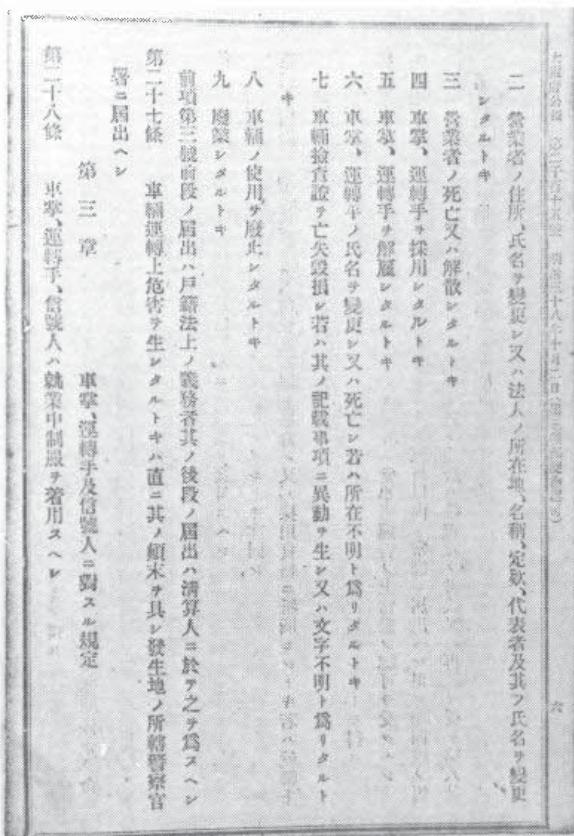
大正四年二月二日

十一

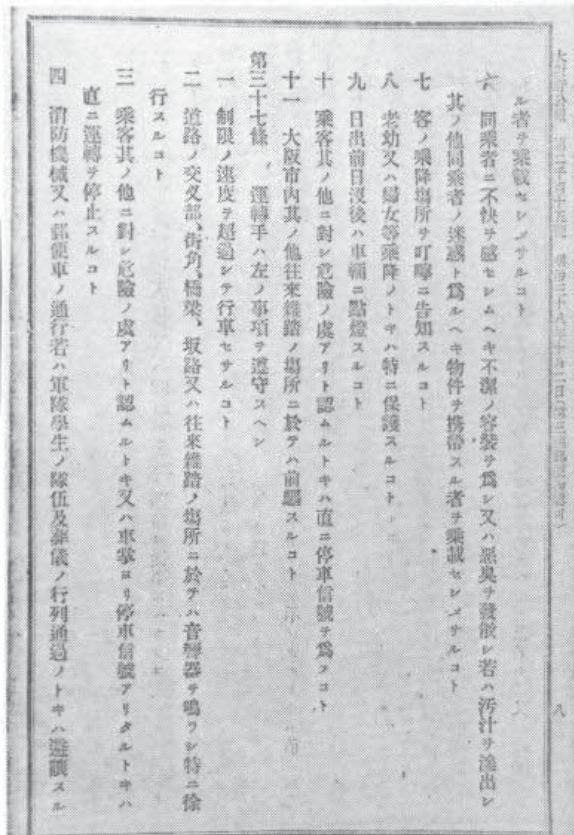
明治四十年二月十九日

二

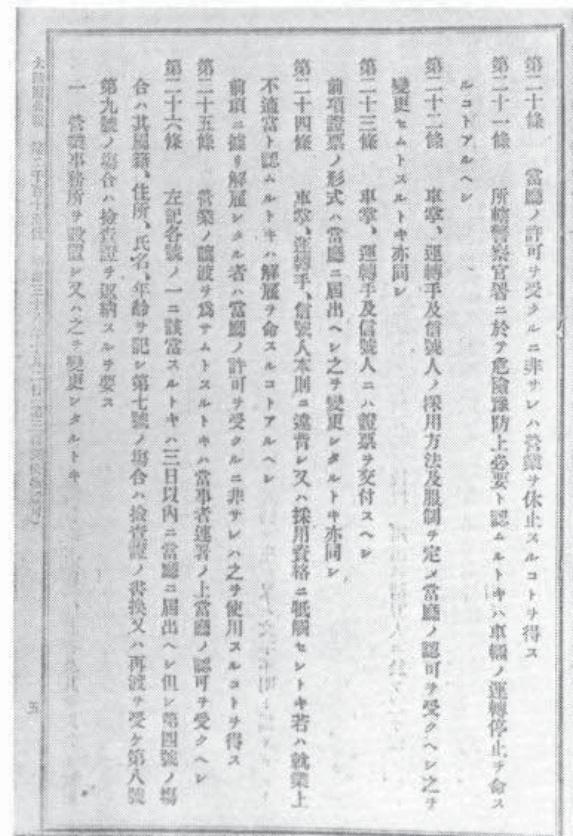
資料No. 5-6



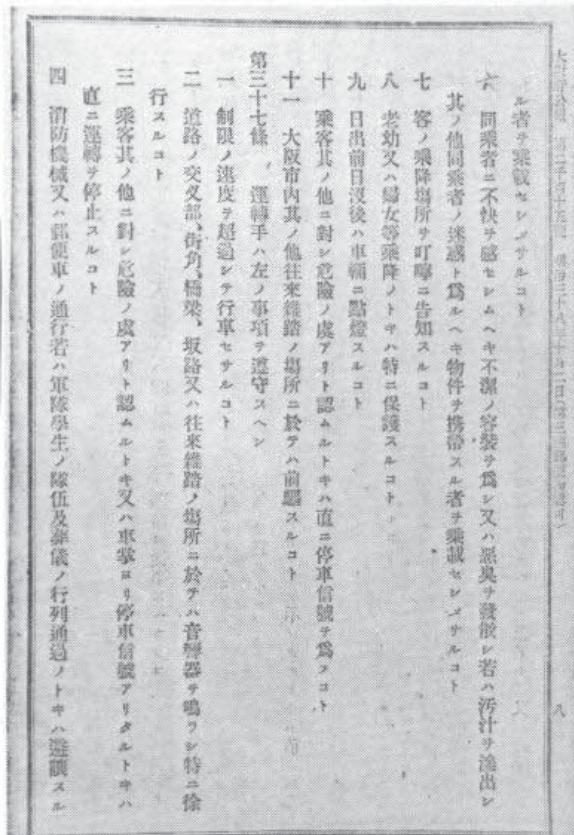
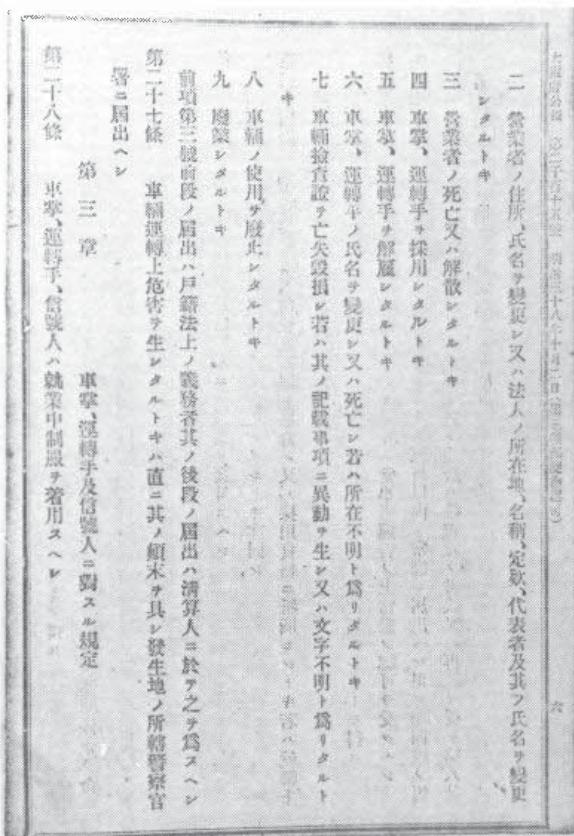
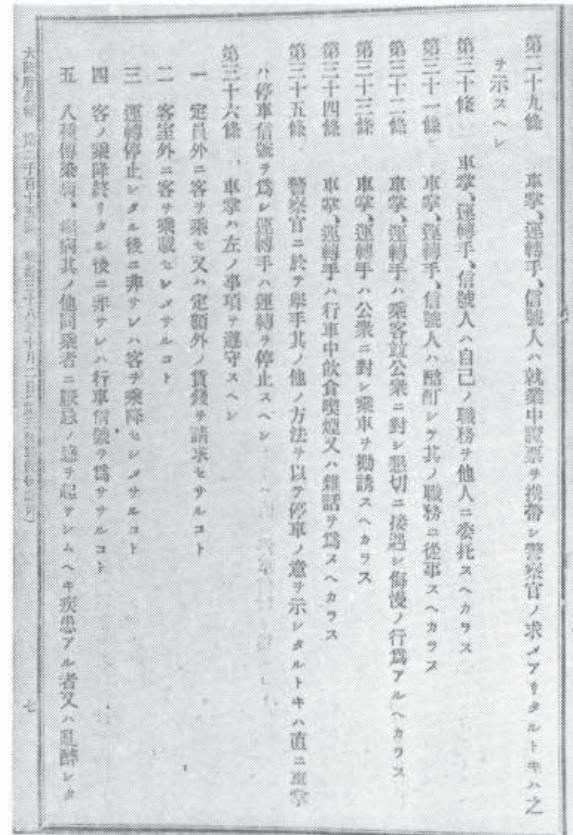
資料No. 5-8



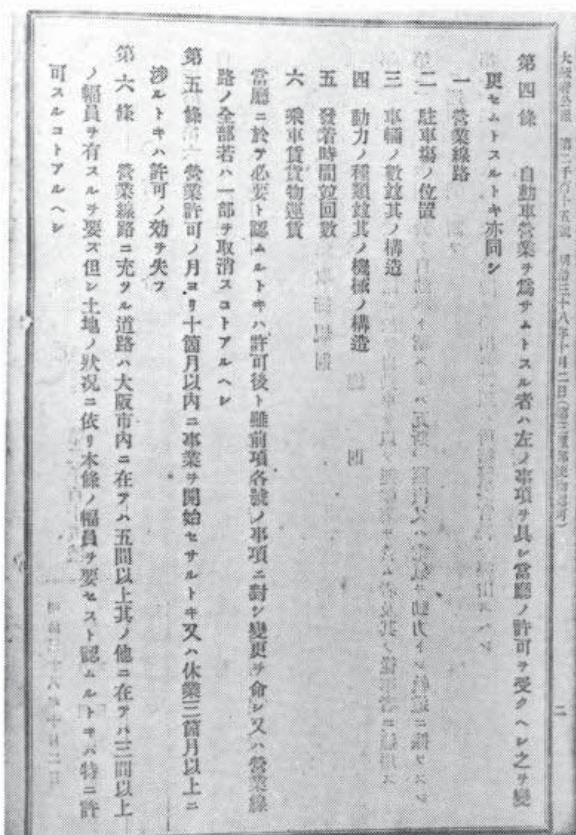
資料No. 5-5



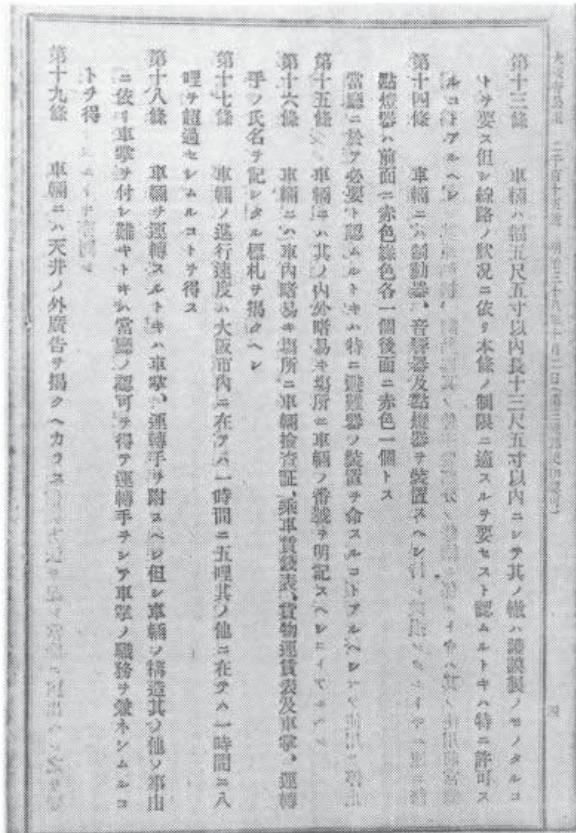
資料No. 5-7



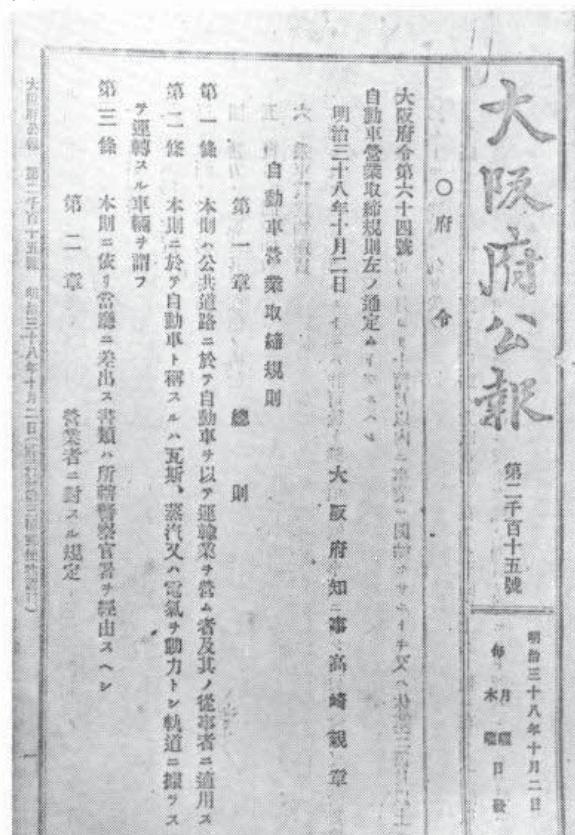
資料No. 5-2



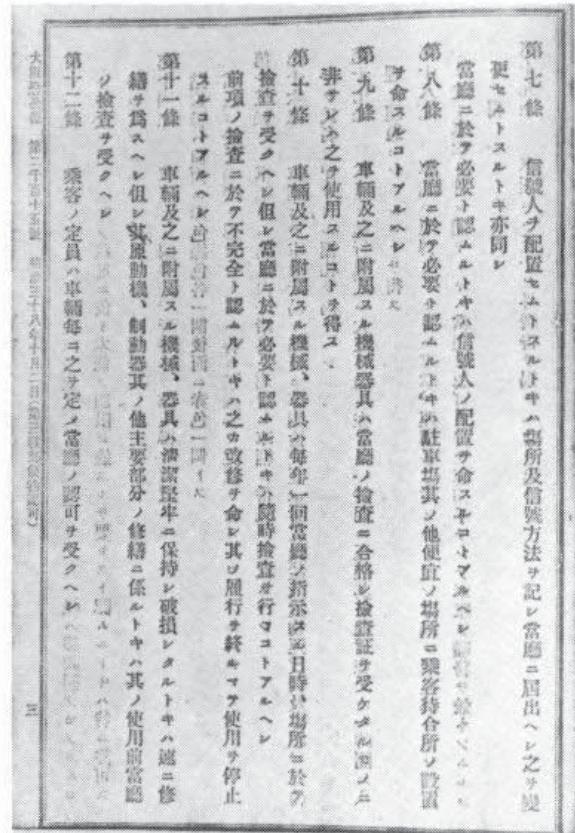
資料No. 5-4



資料No. 5-1



資料No. 5-3



資料No. 4-9

動車ヲ牽引又ハ推進スル場合ヘ此ノ限り在アヌ
十四 二車以上並行シ若ヘ他ノ車馬ト競走スヘカラス
十五 二車以上同一方面ニ行進スルトキハ後車ハ前車ヨリ十間以上ノ距離ヲ保ツヘレ
十六 車東端外ニ警笛ヲ体車スヘカラス
十七 街角、橋上、坂路又ハ鐵道ノ場所ニ於テヘ音響器ヲ鳴フニ除行スヘレ
十八 車馬及步行者ヲ前路ヲ通行シ又ヘ接近シタルトキヘ音響器ヲ鳴フニ除行シ又ヘ停
車スヘレ
十九 軍隊仗ヘ砲車、繩重車及弾便用、消防用ノ車馬若ヘ祭禮、葬式ノ行列ニ行進トトキハ
停車又ヘ適宜避難スヘレ
二十 街角ヲ通行スルトキヘ右折ヘ大炮ヲナレ左折ハ小炮ヲナスヘレ
第二十二條 車掌ヘ第二十四條ノ各號ニ該當スル者ニヘ乘車ヲ拒絶スヘレ
第二十三條 車掌ヘ第二十五條ニ述別レタル者ゾシトキハ之ヲ制止シ尙首ヲナルトキヘ乗車ヲ
拒絶スヘレ其ノ職務上正當ノ請求ニ應セナル者アルトキヘ亦同レ
第二十四條 左ニ掲タル者ヘ乘車シケト得ス

資料No. 4-8

二 制服ヲ著用ズヘレ
三 置キニ受持ノ場所ヲ離レヘカラズ
四 茹釈シテ就業スヘカラズ
五 公衆ニ對レ強ヒテ飛車ヲ當面レ又ハ傷害ノ言行ヲ爲スヘカラズ
六 正當ノ事由ナシテ乗車又ハ發車ヲ拒ヘカラズ
七 自動車ノ運行ハ一時間八哩ノ速度ヲ超過スヘカラズ但シ横濱市其ノ他警察官署ノ指定シ
タリ場所ニ於テヘ六哩ヲ超過スヘカラズ
八 客席以外ニ客ヲ乗載スヘカラズ
九 定員外ノ客ヲ乗載スヘカラズ旅客定員ニ達レメントキヘ酒食礼ヲ提出スヘレ但シ四歳未
滿ノ者ヘ定員外トシ四歳以上十二歳以下ヘ二人ヲ以テ一人ト看護士
十 客ノ昇降ヲ終リタル後ニ非ヲナシヘ行車レ又ヘ行車ノ信號ヲ爲スヘカラズ
十一 次闇燈火ナシシテ運行スヘカラズ
十二 駐時ノ事故ニ遇會シ止ムト得ナル場合ノ外許可外ノ通路ヲ運行スヘカラズ
十三 特ニ免許ヲ受ケタル場合ノ外二車以上連続レテ行車スヘカラズ但シ故障ヲ生レタリ自

資料No. 4-11

<p>第二十六條 本則ニ述背シタルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス</p> <p>第二十七條 法人本則ニ述背シタルトキハ前線ノ利潤ヲノ代表者ニ科ス</p> <p>第二十八條 本則ニ依リ當道ニ差出ス實船ハ總チ主タル事務所所在地所轄警察官署ヲ經由スハ 該第十四號第十七號第十八號第十九號第二十號第二十六條ヲ適用ス</p>	<p>附 則</p> <p>○ 訓 令</p> <p>神奈川縣訓令第三十一號</p>	<p>都 市、役 所</p> <p>町 村、役 所</p>
<p>學校生徒等ノ使用スル「コピーレビオント」、「コピゴレフト」「ヨハマ・コピード」「ハ・フニ・ク ンタ・コピード」等ノ記號ノシ紫色鉛筆ハ其ノ製造ノ取扱ニ有害ノ色業ヲ包含スルカ故ニ其ノ破 片又ハ溶液ノ眼中ニ入りシテカニ致病ナル等作用ヲ呈シ観ニ不治ノ眼疾ニ陥ルコトアリ仍テ幼稚</p>		

資料No. 4-10

一 開業者ノ駆除ノ取扱事項ヘキ駆除ナシ次
二 同乗者ニ不快ヲ感ヨリヘキ不潔ノ穿髪ヲ爲シタル者
第二十五條 乗客ヘ左ノ事項ヲ遵守ス
一 火器類及危害ヲ含ム及スヘキ駆除アシテノ説ニ不潔臭氣等ノ爲ニ同乗者ノ駆除トナルヘキ
手荷物ヲ携帶スヘカラズ但レ小量ノ小錢用火薬類ヲ携帶スル場合ノ此ノ限りニ在ラス
二 携出札ヲ掲ケテ之結合ニ乗車スヘカラズ
三 自動車ノ進行中昇降スヘカラズ
四 両降口又ヘ運転手臺ニ立止ニ又ヘ腰懸ヲ車外ニ出スヘカラズ
五 乗降外ニ喫煙ヲ略出スヘカラズ
六 車内ノ器具裝備物ヲ汚損スヘカラズ
七 車上ヨリ車外ニ物品ヲ投棄スヘカラズ
八 放歌、喧嘩又ヘ他人ノ嫌惡スヘキ行爲ヲ爲スヘカラズ
九 第二十二條第二十三條ノ規定ハ依ニ車掌ヨリ乗車ヲ拒絕セラシヨリトキヘ即時又ヘ最近
ノ駐車場ニ於テ降車スヘカラズ

資料No. 4-5

第三回の規則 第一〇九条	昭和三十七年八月十六日	(第三種運送規則)
二	車掌、運轉手・服制	一九
三	乗客ノ常員荷物・制限乗客及貨物ノ運賃	
四	營業時間	

第八條 自動車ヲ運轉ナルニハ一輛毎ニ車掌及運轉手ヲ置クヘレ但レ車體ノ構造ニ依リ特ニ當
題ノ免許ヲ受ク運轉手ヲレテ車掌ヲ兼ナレムシコトヲ得

第九條 車掌・運轉手ヲ雇入シムトスルトキハ其ノ住所氏名年齢ヲ記シ所轄警察官署ノ免許證
ヲ受クヘレ但レ運轉手ニ付テハ其ノ履歴書ヲ添付スヘレ

第十條 車掌・運轉手本附ニ焼背レ又ハ其ノ業務ニ不適當ト認ムシトキハ免許ノ失効ヲ命スル
コトアルヘレ

第十一條 計算免許權ヲ移轉レ又ハ相續セムトスルトキハ當願ノ免許ヲ受クヘレ

第十二條 左ノ各號ニヨリ該當スルトキハ五日以内ニ當願ニ届出ヘレ但レ第二號(氏名ノ變更ノ情
合ナ) 第三號ノ場合ニハ免許證若ハ償費資ノ再渡又ハ書換ヲ申請シ第二號第四號ニ合

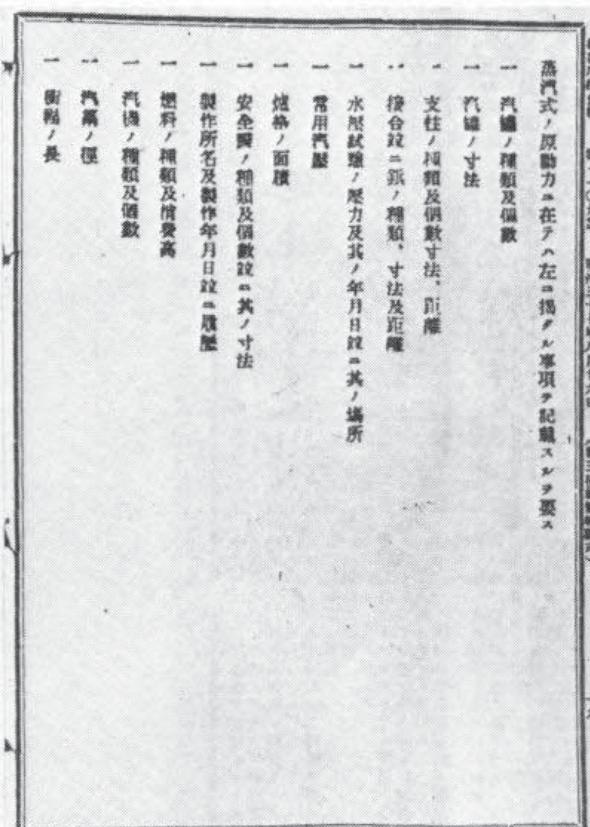
免許證者ハ核算段審ヲ通過スヘレ

一 廉潔

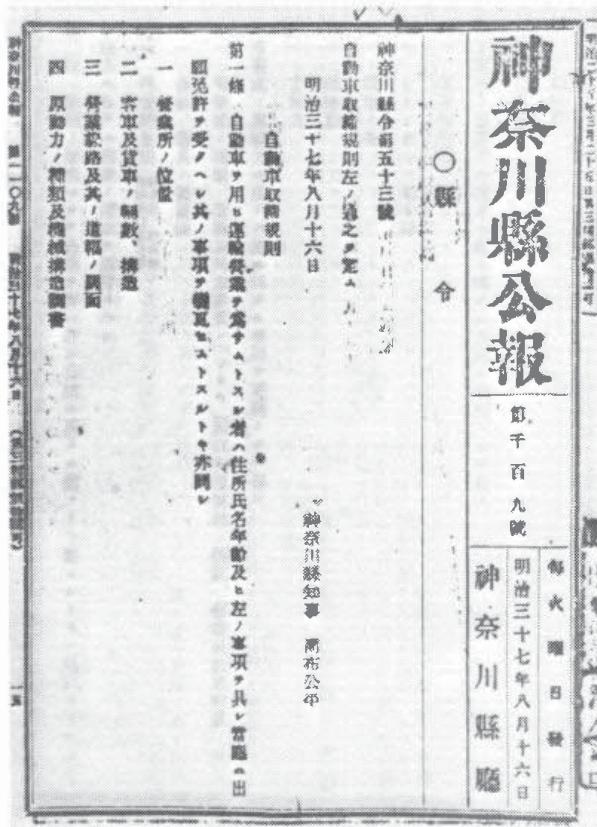
資料No. 4-7

<p>二 賽業者ノ住所氏名ノ變更又ハ會社所在地此名代表者若ハ其ノ民名ノ變更 三 免許證又ハ車輛檢査證書ノ亡失、毀損 四 車輛使用ノ廢止 一 三日以上ノ休業</p>	<p>二 車掌、運轉手ノ免許證面記載事項ノ異動又ハ免許證ノ亡失、毀損 三 車掌、運轉手ノ死亡、解雇若ハ所在不明 第十四條 何等ノ名稱ヲ以テスルト間ハス認可ヲ受ケタル額以上ニ貨物ヲ請求スルコトヲ得ス 第十五條 車内ニ泊安テ寄レ又ハ風俗ヲ亂スヘキ廣告文書粘着若ハ危險ノ虞アル廣告札ヲ掲グ ベラフス</p>
<p>第十六條 何等ノ事由ヲ問ハス自動車ノ運轉上故障發生シトキハ直ニ其ノ烟末ヲ具レ發生 地所轄警察官署ニ届出ヘキ</p>	<p>第十七條 東輔・異狀ア生レ危險アルト認ムトキハ警察官ハ其ノ検査又ハ修繕ヲ終ル迄一時 間</p>
<p>第十八條 公安ヲ害シ若ハ公益上必要アリト認ムトキハ其ノ營業線路・變更廢止ヲ命シ又ハ營業 ヲ停止シ若ハ免許ヲ取消スコトアルベレ</p>	<p>第十九條 本則ニ述背レタルコトトキ 一 本則免許證正當ノ理由ナシレタ六ヶ月以上營業ヲ開始シナシトキ 二 休業三ヶ月以上ニ達シトキ 三 本則ニ述背レタルコトトキ</p>
<p>第二十條 左記ノ者ハ車掌、運轉手ヲルコトヲ得ス 一 精神ニ異状アル者 二 未成年者 三 素行不良ノ者</p>	<p>第二十一條 車掌、運轉手ハ就業中左ノ事項ヲ遵守スヘレ 一 免許證ヲ携帯シ且ソ如何ナル場合ト雖無免許者ニ自己ノ職務ヲ委託スヘカラス</p>

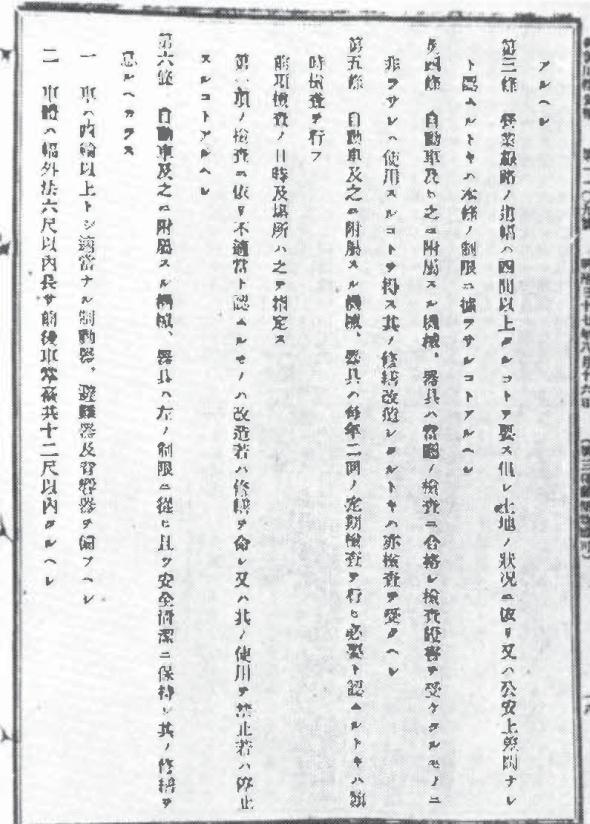
資料No. 4-2



資料No. 4-1



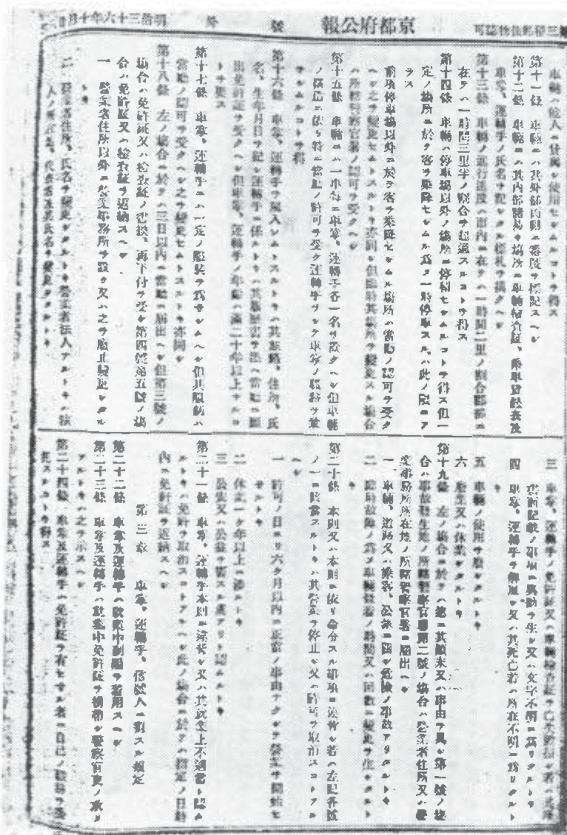
資料No. 4-4



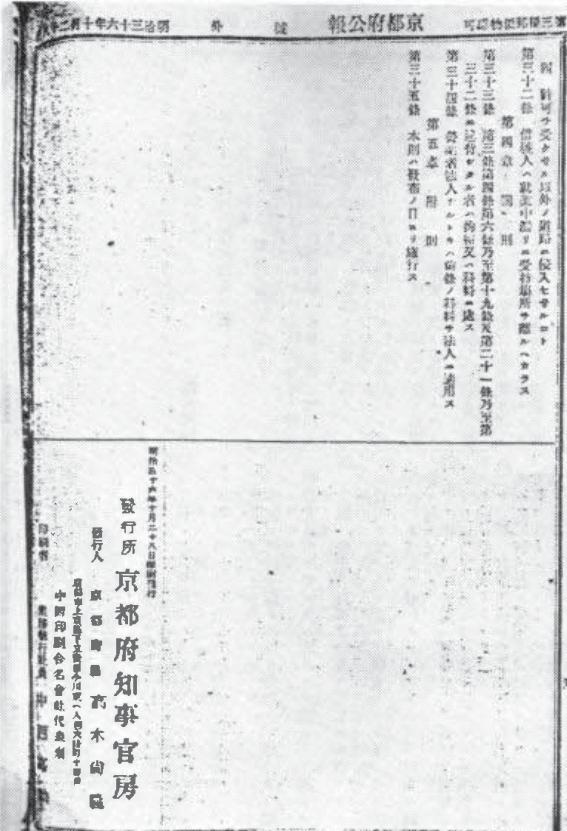
資料No. 3-3

資料No. 3-4

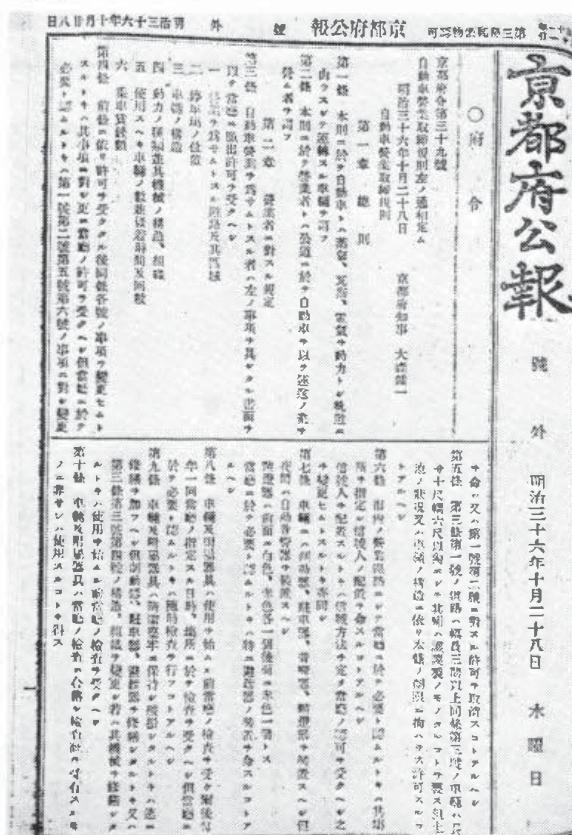
資料No. 2-2



資料No. 2-4



資料No. 2-1



資料No. 2-3

